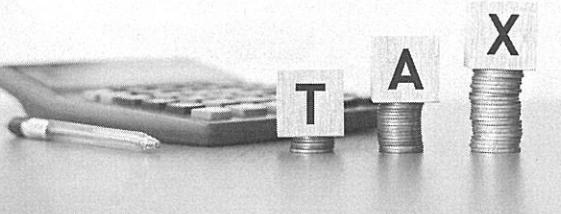


令和5年分 年末調整のポイント

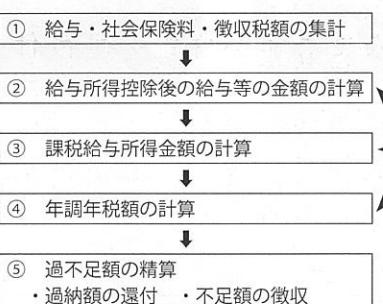


今年も年末調整の時期が近づいてきました。業務の基本的な流れなどは昨年とほとんど変わっていませんが、変更点もありますので、ポイントを押さえておきます。

一 年末調整の流れ

年末調整は、まず社員に対し毎月支払った給与や賞与(以下「給与等」)、社会保険料や源泉徴収税額を集計し、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。

表1 年末調整の流れ



- (1) 扶養控除等(異動)申告書
- (2) 基礎控除申告書*
- (3) 配偶者控除等申告書*
- (4) 所得金額調整控除申告書*
- (5) 保険料控除申告書
- (6) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

*(2)~(4)は1枚の用紙です

申告書の内容とともに、所得控除の額(次頁表2参照)・課税給与所得金額・税額控除額を計算し、年調年税額を計算します。社員から提出された各種申告書が改訂されています。令和5年分の扶養控除等申告書は、すでに令和5年の最初に給与の支払いをする時までに社員から提出を受けていますが、提出された内容に変更がないか、社員に確認をする必要があります。

扶養控除等申告書の主な変更点は、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の記載箇所に、「非居住者である親族」や「一生計を一にする事実」についての情報を記載する欄や、住民税に関する事項の記載箇所に「退職手

四 非居住者である親族について扶養控除等を適用する場合には、その親族の年齢等の区分などに応じて、「親族関係書類」や「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を給与等の支払者に提出する必要があります。

年末調整は、1年を通じて勤務している人や年の途中で就職した年末まで勤務している人などが対象となります。ただし、2か所以上から給与等の収入金額が200万円を超える人や、2か所以上の扶養控除等(異動)申告書(以下「扶養控除等申告書」)を提出している人などは、年末調整の対象にはなりません。

扶養控除等申告書の改訂は、すでに令和5年の最初に給与の支払いをする時までに社員から提出を受けていますが、提出された内容に変更がないか、社員に確認をする必要があります。

三 住宅ローン控除

住宅ローン控除については、令和4年1月1日以降に居住した人については、一定の場合を除き控除率が1%から0.7%に引き下げられました。そのため、今年の年末調整からは、控除率が1%の人と0.7%の人がありますので、注意が必要です。

扶養控除等申告書に記載される事項の記載箇所に「退職手



「給与所得の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」)を発行します。この書類について、書類面で交付するほか、受給者等の承諾を得ることで、源泉徴収票に記載すべき事項を電子的方法により提供することができます。これを電子交付といいます。

このうち、今回新たに必要となる書類は、「留学ビザ等書類」と「38万円送金書類」です。これらは、外国人における査証(ビザ)又は在留カードが相当します。「38万円送金書類」は、非居住者である親族各人の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

前記4つの書類は、いずれも日本語での翻訳文も必要になります。

年末調整が終わりましたら、給与等の支払者は、受給者等に

た。 承諾を得たものとみなす旨の通知をあらかじめされることはなりまし

表2 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般: 旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金: 旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療: 最高4万円 ①・②・③合計で最高12万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用(最高5万円)を受けることができます。
地震保険料控除	○	地震: 最高5万円 旧長期損害: 最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者: 最高38万円 老人控除対象配偶者: 最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般的の控除対象扶養親族 38万円 (H20.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H13.1.2～H17.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外: 48万円 (S29.1.1以前生まれ) 同居老親等: 58万円
基礎控除	○	最高48万円
雑損控除	×	
医療費控除	×	
寄附金控除	×	(注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

五 源泉徴収票等の電子交付

このうち、今回新たに必要となる書類は、「留学ビザ等書類」と「38万円送金書類」です。これらは、外国人における査証(ビザ)又は在留カードが相当します。「38万円送金書類」は、非居住者である親族各人の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

前記4つの書類は、いずれも日本語での翻訳文も必要になります。

年末調整が終わりましたら、給与等の支払者は、受給者等に